

JICA 短期海外協力隊の皆様へ

青年海外協力隊事務局長

「個人番号（マイナンバー）確認書類」のご提供について（依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

去る2015年10月に政府が導入しましたマイナンバー制度に基づき、2016年1月以降、当機構が行う税務上の作成書類（税務署や地方自治体へ提出する書類）については、同制度に基づく個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

JICA 短期海外協力隊に参加される皆様のうち、国内手当を申請される方は、国内手当が所得税の課税対象となります。

派遣期間が5.5カ月以上で参加される方は、法定調書提出のために個人番号（マイナンバー）を当機構にご提供いただくことが必要となります。

つきましては、下記のとおり個人番号（マイナンバー）のご提供について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 書類の提出方法

JICA が業務委託している(株)シーイーシーから、対象者へ連絡がありますので、その指示に従ってください。派遣期間が5.5カ月以上で参加される方が、提出対象となります。

2. 提出いただく書類

ボランティアご本人のマイナンバーカードまたは通知カードの写し

【参考：カードイメージ】

・通知カード



・個人番号カード



3. その他

本件についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

青年海外協力隊事務局海外業務第二課 電話：03-5226-8095(担当：岡崎)